

全国スポーツクラブ会議実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国スポーツクラブ会議実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会の事務所は、会長の定める場所に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、全国スポーツクラブ会議（以下「全国会議」という。）を開催し、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の普及発展に寄与することを目的とする。

2 全国会議は、全国の総合型クラブが主体となり、発表、報告、討議及び情報交換等を行う場とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 全国会議の開催やその運営に必要な企画並びに開催準備に関すること。
- (2) 全国会議に関係する団体並びに各種機関との連絡調整に関すること。
- (3) 総合型クラブ間の情報交換や普及発展に関すること。
- (4) その他実行委員会の目的達成に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、次に掲げる団体（以下「関係団体」という。）から選出された者によって構成する。

- (1) 全国会議を主管する総合型クラブ又はネットワーク団体（以下「主管団体」という。）
- (2) 認定特定非営利活動法人クラブネット
- (3) クラブリンク JAPAN～日本スポーツクラブネットワーク～
- (4) SC全国ネットワーク（総合型地域スポーツクラブ全国協議会）
- (5) その他特に必要と認める総合型クラブ又はネットワーク団体

第3章 役員

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 常任委員 3名
- (4) 委員 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監査委員 1名

2 会長は、実行委員会の推薦により選出する。

3 委員長は、前条第1号の主管団体から選出された者

4 常任委員は、前条第2号から第4号の関係団体から推薦された者

5 委員は、前条第2号から第4号の関係団体から推薦された者及び前条第5号から推薦された者

6 事務局長及び監査委員は、実行委員会の承認を得て会長が委嘱する。

7 会長は、必要に応じて参与を置くことができる。

(任期)

第7条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 委員長の任期は、1年とし、期間は、主管する全国会議前年の会計年度からとする。
- (3) 常任委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 委員の任期は、1年とする。ただし、前2条の第2号から第4号の委員については、再任を妨げない。

(5) 事務局長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(6) 監査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の始まりと終わりは、会計年度に合わせるものとする。

3 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(2) 委員長は、主管団体を代表し、全国会議の運営を統括する。

(3) 常任委員は、会務を総合調整し、会務の運営にあたる。

(4) 委員は、会務の運営にあたる。

(5) 事務局長は、実行委員会の事務を担当する。

(6) 監査委員は、実行委員会会計並びに全国会議会計を監査する。

(7) 参与は、実行委員会にアドバイスするとともに、その専門分野から意見を述べるができる。

第4章 会議

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、委員会とし、必要に応じて会長が招集し、次の事項について審議決定する。

(1) 全国会議の開催地決定や開催テーマ及びプログラムなどに関すること。

(2) 全国会議の事業計画や予算、決算に関すること。

(3) 実行委員会会則の改廃に関すること。

(4) その他全国会議の開催及び運営に関する全ての事項

(5) その他実行委員会に関して必要な事項

2 委員会の議長は、会長が務める。

3 委員会は、役員の過半数の出席で成立し、過半数をもって議決する。

第5章 財務

(会計)

第10条 全国会議会計の事業収入は、全国会議参加料、関係団体補助金等とし、全国会議参加料、関係団体補助金については、別に定める。

2 主管団体は、前項の収入をもって第4条に規定する事業に要する経費の支出に充てる。

3 主管団体は、全国会議参加料の一部を別に定める規程により、実行委員会事務局に納入しなければならない。

(予算及び決算)

第11条 全国会議予算は、主管団体が編成し、主管する全国会議前年の定期の委員会において承認を得なければならない。

2 全国会議予算は、委員長が統括し、主管団体が自らの責任で管理執行すること。

3 全国会議決算は、主管団体で作成し、その決算書は、主管する全国会議翌年の定期の委員会で報告しなければならない。

(会計年度)

第12条 実行委員会の会計年度は、6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第6章 補則

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

(施行期日)

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年5月24日から施行する。(改正)

この会則は、平成24年6月1日から施行する。(委員の改選に伴う改正)

この会則は、平成25年4月1日から施行する。(事務局の変更に伴う改正)

この会則は、平成26年7月20日から施行する。(事務局、役員等の変更に伴う改正)